

豊川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 パートナーシップ宣誓（第4条—第8条）

第1節 宣誓及び宣誓書等の交付（第4条—第6条）

第2節 締結自治体からの転入の場合の特例（第7条・第8条）

第3節 宣誓書等の再交付及び返還（第9条・第10条）

第4節 締結自治体への転出の場合の特例（第11条）

第3章 パートナーシップ宣誓の無効（第12条）

第4章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、人権が尊重され、一人ひとりの市民が明るく豊かな生活を営むことができるまちの実現を目指すため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある2人が市長に対して、互いがパートナーであることを誓うことをいう。
- (3) 協定書 パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定書（令和4年5月27日締結）又はパートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定書（令和5年10月17日締結）をいう。
- (4) 締結自治体 協定書に規定する締結自治体（豊川市を除く。）をいう。

(5) 転入対象者 協定書第2条に規定する対象者であって、締結自治体から本市へ転入する者をいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達している者であること。
- (2) 共に宣誓をしようとする者の少なくともいずれか一方が、豊川市内に住所を有する者又は宣誓の日から3か月以内に豊川市内への転入を予定している者であること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がない者であること。
- (4) 共に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにない者であること。
- (5) 共に宣誓をしようとする者同士が、民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと（ただし、パートナーシップに基づく養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）。

第2章 パートナーシップ宣誓

第1節 宣誓及び宣誓書等の交付

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、市長に提出するものとする。この場合において、宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、双方立会いの下で他の者に代筆させることができる。

2 前項に規定する宣誓書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）。ただし、豊川市内への転入を予定している者

にあつては、その事実が確認できる書類

(2) 戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、独身証明書、婚姻要件具備証明書
その他現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出するとき、次の各号に掲げる書類のいずれかを市職員に提示するものとする。

(1) 個人番号カード（マイナンバーカード）（表面のみ）

(2) 運転免許証

(3) 旅券（パスポート）

(4) 在留カード

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であつて、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、前条第1項の規定による宣誓をするときに提示しなければならない。

（受領証等の交付）

第6条 市長は、第4条第1項の規定による宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）を宣誓者に交付するものとする。

2 市長は、宣誓者からの申出がある場合は、受領証のほか、パートナーシップ宣誓書受領証カード（様式第3号。以下「受領証カード」という。）を交付するものとする。

3 前条第1項の規定により宣誓書に通称名を記載したときは、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を、受領証及び受領証カード（以下「受領証等」という。）に記載するものとする。

第2節 締結自治体からの転入の場合の特例

（転入対象者による宣誓の継続届）

第7条 転入対象者は、第4条第1項のパートナーシップ宣誓書の記入及び提出に代えて、パートナーシップ継続届（様式第1号の2。以下「継続届」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することができる。この場合において同条第2項の規定は、適用しない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（届出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 転出元の締結自治体から交付された協定書第3条第1項の受領証等（以下「転出元受領証等」という。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定により継続届を提出しようとする者は、次の各号に掲げる書類のいずれかを市職員に提示するものとする。

- (1) 個人番号カード（マイナンバーカード）（表面のみ）
- (2) 運転免許証
- (3) 旅券（パスポート）
- (4) 在留カード
- (5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 継続届を提出する者は、転出元受領証等に通称名が記載されていなかった場合において、新たに通称名の使用を希望するときは、継続届の提出の際、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を市長に提示しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による届出に基づき、第8条第1項の規定によるパートナーシップ宣誓書受領証を交付したときは、申請者の転出元の締結自

治体に対し、次に掲げる書類を送付する。

(1) パートナースリップ宣誓継続届（様式第1号の2）の写し

(2) 転出元の締結自治体から交付された受領証等

5 第1項の規定による届出をする者は、市長が転出元の協定締結自治体に対して前項の規定による書類の送付を行うことに同意するものとする。

（受領証等の交付）

第8条 市長は、前条の規定により継続届を提出した者について、相当と認めるときは、受領証を交付する。この場合において、継続届を提出した者から申出があったときは、受領証カードを併せて交付するものとする。

2 前項の規定により交付する受領証等に記載する宣誓の日付は、転出元受領証等に記載された宣誓の日付とする。

3 市長は、転出元受領証等に通称名が使用されていたときは、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を第1項の規定により交付する受領証等に記載するものとする。

4 市長は、継続届を提出する者から前条第2項の書類の提示があった場合において、通称名の使用が特に必要であると認めるときは、第1項の規定により交付する受領証等に当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を記載するものとする。

第3節 受領証等の再交付及び返還

（受領証等の再交付）

第9条 宣誓者又は継続届を提出した者（以下「宣誓者等」という。）は、受領証等を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、市長に対し、パートナースリップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。宣誓書に記載した氏名等に変更があった場合も、同様とする。

2 前項の規定による再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を市長に返還しなければならない。

3 第1項の規定による再交付を申請する場合は、毀損又は汚損の場合にあっては受領証等を、氏名等の変更の場合にあっては受領証等及び当該変更の内容が分かる書類を、再交付申請書に添付しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による再交付の申請を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書又は第7条第1項の規定により提出された継続届が保存されている場合に限り、受領証等を再交付するものとする。

(受領証等の返還)

第10条 宣誓者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条又は第8条の規定により交付を受けた受領証等を市長に返還するとともに、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (3) 宣誓者が、パートナーシップ宣誓をした時点において第3条各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。
- (4) 宣誓者の一方が死亡したとき。

第4節 締結自治体への転出の場合の特例

第11条 本市から締結自治体へ転出し、転出先の締結自治体において協定書第3条第1項の規定による簡易な手続により受領証等の交付を受けた宣誓者等が、本市が交付した受領証等(要綱第6条第1項に規定する受領証等をいう。)を転出先の締結自治体の長を経由して本市に返還したときは、前条の規定による受領証等の返還及びパートナーシップ宣誓書受領証等返還届の提出があったものとみなす。

第3章 パートナーシップ宣誓の無効

(パートナーシップの宣誓の無効)

第12条 市長は、宣誓者等が虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた受領証等を不正に使用したことが判明したときは、パートナーシップの宣誓を無効とする。

2 市長は、前項の規定によりパートナーシップの宣誓を無効とした場合は、第6条又は第8条の規定により交付を受けた受領証等の返還を求めるものとする。

第4章 雑則

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月17日から施行する。